

令和2年4月30日

朝霞市立小・中学校保護者様

朝霞市教育委員会教育長
三好 節

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の再延長について

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、埼玉県教育委員会からの要請及び、第5回朝霞市新型インフルエンザ等対策本部の決定を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、臨時休業の再延長を行います。

つきましては、今後の対応について、下記のとおりといたしますので、ご家庭におきましても、最新の情報をもとに、感染拡大防止のため適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業について

- ・5月7日（木）から5月31日（日）までとします。

2 入学式について

- ・5月7日・8日の実施は取りやめます。（詳細は後日ご連絡いたします。）

3 課題等配付日について

- ・小・中学校ともに学校が定めた日に学年、クラス等を分けて実施します。

※児童・生徒あるいは保護者の来校をお願いいたします。小学校については、保護者の同伴を可とします。保護者にお待ちいただく場合は、体育館等換気できる場所にいたします。

※「3つの密」が重ならないように、短時間で実施します。

※保護者の判断で来校されない場合は、お手数ですが、事前に学校にご連絡をお願いいたします。

4 その他

- (1) 放課後児童クラブにつきましては、受け入れを行っておりますが、引き続き、登室の自粛をお願いします。また、緊急事態宣言が延長された場合は、臨時休室となります。ただし、両親共に、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な家庭、ひとり親などで仕事を休むことが困難な家庭については、特例として保育を実施します。なお、学校においても、特例に該当する家庭や特別支援学級の児童生徒については、学校で受け入れます。その際は、別紙に記入し、提出願います。
- (2) 校庭はこれまでどおり開放しますが、校庭利用については「3つの密」が重ならないよう、くれぐれもご配慮をお願いいたします。
- (3) 学校再開や緊急連絡については、学校配信メールや学校ホームページでお知らせします。